

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表

令和6年度

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項の規定に基づき、次のとおり取組の実施状況を公開します。

■ 男女の賃金差異※1

□ 全職員に係る情報

職種区分		給与の差異 (A)	本給の差異 (B) ※2
全職員		90.3%	81.3%
任期の定めのない常勤職員		89.2%	95.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員		101.9%	99.5%
内訳	フルタイム	98.5%	96.4%
	パートタイム	132.6%	175.4%

※3

□ 役職段階別（正規職員）

役職段階	給与の差異
本庁課長相当職	94.8%
本庁課長補佐相当職	90.2%
本庁係長相当職	82.3%

※4

※4

□ 勤続年数別（正規職員）

役職段階	給与の差異
36年以上	98.7%
31～35年	93.1%
26～30年	96.7%
21～25年	83.8%
16～20年	105.0%
11～15年	86.0%
6～10年	85.1%
1～5年	88.2%

※4

※4

※4

※1：女性職員の平均給与÷男性職員の平均給与×100により算出

※2：行政職給料表を用いる職員の本給の差異(医療職・単労職を除く)

※3：任期の定めのない常勤職員以外の職員は、再任用職員・会計年度任用職員（フルタイム・パートタイム）

※4：給与体系の異なる医師を含む

□ 説明欄(男女の賃金差異に関する補足)

職種区分	原因
全職員	任期の定めのない常勤職員（正規職員）とフルタイム会計年度任用職員について、各々の賃金差異は改善傾向にある。全職員で集計すると、女性パートタイム職員のウエイトが高まることで、結果、賃金差異が発生している。
正規職員	男性が扶養手当・住居手当等の諸手当や、より多くの時間外手当を受け取っている傾向がある。
会計年度任用職員 (パートタイム)	女性は職種・勤務時間ともに幅が広く、週の所定労働時間がフルタイムに近い傾向がある（特に保育士や放課後児童クラブ支援員等は、週の所定労働時間を超えて勤務する場合がある）。一方、男性は女性の約2割の職員数で、特定の職種に偏りがあり、勤務時間も女性に比べ短いため差異が生じている。

□ 説明欄(勤続年数別に関する補足)

16～20年	特に人数が少ない勤務年齢層で、女性の医療職（夜勤等で手当が他職種より多い）のウエイトが高くなったことが影響している。
--------	--